

国民健康保険税 税額（納入）通知書の記載事項誤りについて

1 概 要

「令和8年度 国民健康保険税納入通知書」の作成作業において、作成に必要な情報を管理している2つのシステム（口座情報を管理している総合行政システムと国保の加入資格情報を管理している国保標準システム）の間に、一部の情報が連携されていなかったため、納入通知書の記載事項（納付方法及び口座情報）の一部に誤りがあることが判明した。

2 原 因

令和3年4月の金融機関統合に伴い、総合行政システムにおいて、口座情報の変換作業を実施した。当時、当市は集合納税方式を採用しており、システム会社から「総合行政システムと国保標準システムとの連携により、ほかの税目に影響が出る可能性がある」との説明を受けたため、市は、口座情報の連携を一時的に停止することを了解した（別紙資料参照）。

以降、口座情報は停止状態にあり、今回、国保標準システムで納入通知書を作成するにあたり、情報連携停止の解除が必要であったが、解除していなかったことが原因である。

また、長期間に渡り、問題が表面化しなかった要因は、次のとおり。

- ・市がシステム会社に委託し、令和7年度までは最新の口座情報等を有する総合行政システムで納入通知書を作成していた。
- ・システム会社では、両システム間の連携状況を常時監視しているが、口座情報については、連携停止とされていたため、連携エラーとして検知されなかった。

3 背景及び経過

令和3年1月4日（月）	国保標準システム導入（資格情報及び税額計算）
4月1日（木）	新潟県信用漁業協同組合連合会を含む11の信用漁業協同組合連合会が合併（口座番号の変更を伴う金融機関コード変更処理）
5月18日（火）	国保標準システムと総合行政システムの口座情報連携停止
令和7年4月1日（火）	納税方法を集合納税方式から単税方式へ変更
令和8年4月1日（水）	子ども子育て支援金の新設に伴い、納入通知書の作成を総合行政システムから国保標準システムに変更（国保標準システム本格稼働＝標準化完了）

7月10日（金） システム会社から、封緘した納入通知書納品
 7月14日（火） 市が納入通知書を発送
 7月16日（木） 市民からの問合せにより、本事案が判明
 7月17日（金） 本事案について、プレスリリース
 7月19日（日） システム会社から、訂正後の納入通知書納品（未封緘）
 7月20日（月・祝） 市が内容を確認し、速達郵便により納入通知書を発送
 7月31日（金） 国民健康保険税 第1期 口座振替日

4 対象者数 281名

内訳	・ 納付書払であるが、旧口座情報記載者	32名
	・ 口座振替であるが、納付書同封者	128名
	・ 振替金融機関を変更したが旧金融機関表示者	97名
	・ 全期前納と期別納付の区分表示相違者	19名
	・ 口座名義名の一部相違者	5名

上記のほかに年金からの徴収による納税者のため、通知書に誤りが無かった者 65名

5 対応

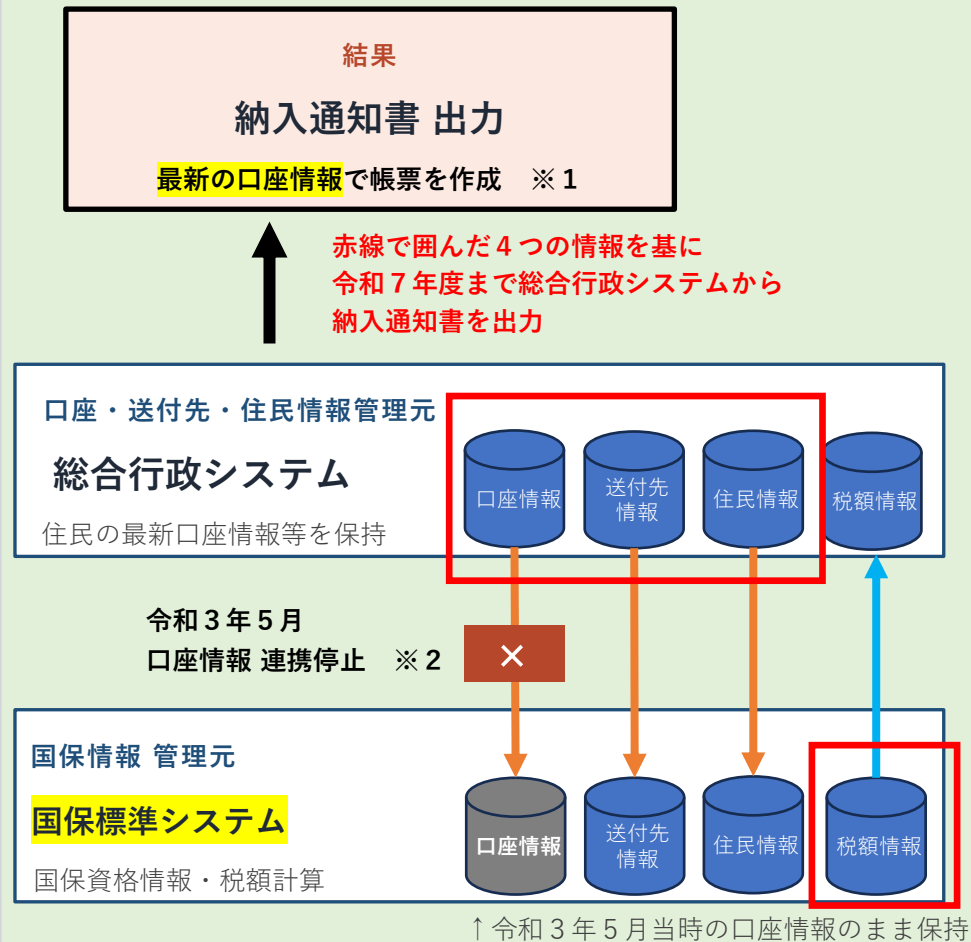
- (1) 電話番号が判明した対象者へ連絡するとともに、対象者へお詫びの文書と正しい納入通知書を速達郵便にて送付した。
- (2) 本来、口座振替該当者で、納付書が同封されていたため、既に納めた方については、7月31日の口座振替処理を停止した。
- (3) 7月31日の口座振替にて、8月5日までに重複納付が判明した1名については、直ちに納税口座へ重複分の還付手続を行った。

6 再発防止策

- (1) 市は、システム会社に依頼し、両システムの口座情報等が正しく連携されているか、月々、確認してもらう。
- (2) システム会社にて、当初課税処理前に口座情報等のデータが両システムで一致しているか確認する。併せて市でも内容を確認する。
- (3) システム設定変更時に関する決定事項は、書面により記録し、市とシステム会社の双方がそれぞれ保管・管理する。

システム連携と本算定納入通知書作成イメージ

令和7年度まで

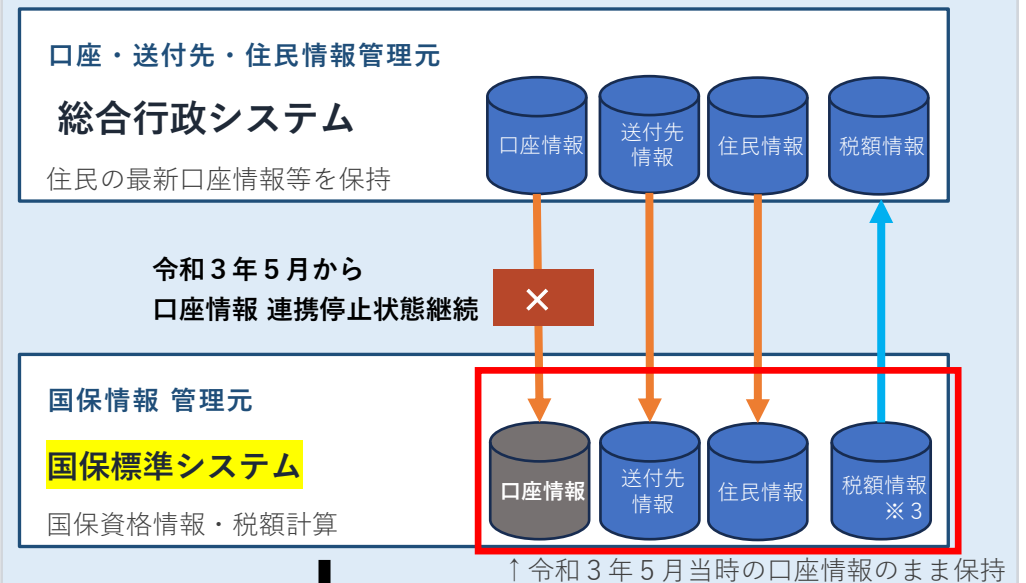


※1
令和7年度まで通知書は総合行政システム側で作成しており、口座情報マスタが直接使われていたため、連携停止の影響は表面化しなかった。

※2
当時は、集合納税方式のため、連携による他の税目への影響を考慮し、連携を停止

令和8年度から

当市においては、子ども子育て支援金の新設されたことに伴い、令和8年度の本算定より、国が進めている標準システムから納入通知書を出力するよう運用を変更した。



※3
令和8年度から新設された「子ども子育て支援金」分含む。